

## 豊岡市介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準

### 1 処分基準の目的

介護保険法（以下「法」という。）の規定により指定を受けた介護サービス事業者等（法第42条の2第1項に規定する「指定地域密着型サービス事業者」、法第46条第1項に規定する「指定居宅介護支援事業者」、法第54条の2第1項に規定する「指定地域密着型介護予防サービス事業者」、法第58条第1項に規定する「指定介護予防支援事業者」、法第115条の45の3第1項に規定する「指定事業者」をいう。以下「介護サービス事業者等」という。）に対して実施した監査の結果、人員基準違反若しくは設備基準及び運営基準違反が認められたことによる勧告又は人員基準違反、設備基準及び運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求若しくは不正の手段による指定等が認められたことにより行う行政処分（以下「処分等」という。）について、合理的な根拠に基づき実施するため下記のとおり処分基準を定める。

### 2 前提となる考え方

- (1) 処分等の程度決定にあたっては、原則として不正行為の内容・程度を処分事由ごとに照らして判断するものとし、処分事由のうち、監査時の虚偽報告（法第78条の10第1項第9号、法84条第1項第7号、法115条の19第1項第8号、法第115条の29第1項第6号及び法第115条の45の9第1項第3号の規定に基づく虚偽の報告をいう。）及び虚偽答弁（法第78条の10第1項第10号、法84条第1項第8号、法115条の19第1項第9号、法第115条の29第1項第7号及び法第115条の45の9第1項第4号の規定に基づく虚偽の答弁をいう。）の場合は、監査時の虚偽報告等の行為を事由として処分等を行うことができるが、これらの行為がなかったとしても、不正行為に該当する事実があった場合は、処分事由の程度を決定する際には加重項目として取り扱うこととする。
- (2) 処分等の程度の検討については、まず、勧告、指定の一部効力停止及び全部効力停止、指定取消という処分の程度をA級～D級という態様に分類し、そのうち全部効力停止については期間（1月～1年）、一部効力停止については期間（1月～1年）及び内容（新規利用者受入停止等）により区分する。また、基本となる処分の態様を「別表1」、処分等の態様、期間及び内容を「別表2」のとおり定める。

### 3 基本的な考え方

- (1) 処分等の程度決定にあたっては、原則として以下の各段階を経て決定する。
  - ① 処分事由ごとに、基本となる処分の態様（A級～D級）を定める。人員、設備及び運営基準違反については、法令の定めにより原則として「別表1」に基づき、A級（勧告）とし、その他の不正行為については、行政処分のうち中位的な態様であるC級（指定の全部効力停止）とする。
  - ② 処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質

性及び過去5年の処分等という項目に関し、基本となる処分の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を「別表3-1～3-5」のとおり定める。

- ③ 処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の基本となる処分の期間については、3月（B級-2号又はC級-2号を起点）とする。これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を上記②と同様に「別表3-1～3-5」のとおり定める。

また、加重又は軽減は月単位とし、基本となる処分の期間として定めた3月に加重・軽減の月数を加えた合計月数を、「別表4：処分期間の換算表」に当てはめて、換算程度（号）を決定する。

- ④ 処分等の態様が指定の一部効力停止となる場合の内容の詳細については、以下のとおりとする。

(ア) 原則として、新規利用者の受入停止とする。

(イ) 処分対象サービス種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。

(ウ) 報酬支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分へと変更する場合（下記（4）参照）に適用する。

(エ) 報酬支払額の制限（減額）の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている7割への制限（減算部分は3割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は6月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは3月を標準とする。

- (2) 一つの不正等行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものを適用する。

ただし、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と勧告・指導を行うことを妨げるものではないものとする。

- (3) 二以上の不正等行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正等行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに適宜加重（原則、処分の期間を加重。加重対象不正行為の程度によっては処分の態様を変更）を行う。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認めうる場合には、単一の行為とみなすことができるものとする。

- (4) 上記（1）から（3）の過程をすべて検討の上、導き出された処分等の程度の妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要がある内容を「別表5」のとおり定め、その内容を検証して、必要な場合は処分等の程度を変更のうえ、最終決定する。

#### 4 個別事情による加重・軽減

基本的な処分程度に対し、「別表 3-1～3-5 及び別表 5」で定めた基準をもとに個別事情による加重・軽減を行う。

加重・軽減の考え方は、例えば、人員基準違反の場合は、基本的な処分程度は、「別表 1：基本となる処分の態様」の基本となる処分内容は「勧告」となる。別表 3-1～3-5」の表に基づき加重軽減を行った結果、加重の程度が「+2 級」となった場合は、勧告（A 級）から 2 級上の指定の全部効力停止（C 級）となる。

ここでは、「3 基本的な考え方」の(1)-(3)のとおり、処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の期間については、基本を 3 月（B 級-2 号又は C 級-2 号を起点）とするとしているため、加重・軽減の月数に変更がなかった場合、「別表 4：処分期間の換算表」に当てはめて、換算程度（号）を決定した結果、2 号となり、「C 級-2 号：指定の全部効力停止 3 月」となる。

#### 5 利用者保護及び事業所運営体制等による変更（全処分事由共通）

事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を「別表 5」のとおり行う。なお、この評価は全処分事由に共通なものとする。

#### 6 その他の留意点

処分等の程度を決定するにあたり、以下の点についても留意することとする。

##### (1) 不正の手段による指定の場合

不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則として指定時に遡り指定の効力が取り消されるものであり（その他の処分事由による指定取消は、処分日から指定の効力が取り消される）、指定後に受領した介護報酬等は全額返還対象とする。

なお、不正の手段による申請を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日（効力発生日）から停止する。

別表1 基本となる処分の態様

処分事由	態様(級)	基本となる処分内容	根拠
人員基準違反	A級	勧告	法第78条の10第4号等
設備及び運営基準違反	A級	勧告	法第78条の10第5号等
人格尊重義務違反	C級	指定の全部効力停止	法第78条の10第6号等
不正請求	C級	指定の全部効力停止	法第78条の10第8号等
不正の手段による指定	C級	指定の全部効力停止	法第78条の10第11号等

別表2 処分等の態様、期間及び内容

態様	期間及び内容
A級	勧告(人員基準違反、設備及び運営基準違反時のみ)、勧告以外の行政指導
B級-1号	指定の一部効力停止1月(新規利用者受入停止等)
B級-2号	指定の一部効力停止3月(新規利用者受入停止等)
B級-3号	指定の一部効力停止6月(新規利用者受入停止等)
B級-4号	指定の一部効力停止1年(新規利用者受入停止等)
C級-1号	指定の全部効力停止1月
C級-2号	指定の全部効力停止3月
C級-3号	指定の全部効力停止6月
C級-4号	指定の全部効力停止1年
D級	指定取消

※指定の効力停止期間については、原則として、1月、3月、6月、1年の4区分を態様欄のとおり1号～4号とする。

別表 3-1 人員基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】	+ 2 級(態様)
	・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1 級(態様)
②故意性	【加重の視点】	+ 1 月(期間)
	・故意又は重大な過失(※1)に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失(※2)に基づく行為で情状をくむべき場合	▲ 1 月(期間)
③常習性	【加重の視点】	+ 1 月(期間)
	・違反状況の継続が1年以上の場合 【軽減の視点】 ・違反状況の継続が3月以下の場合	▲ 1 月(期間)
④組織性	【加重の視点】	+ 1 月(期間)
	・役員等(※3)が実行又は関与(指示)していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与(指示)していないもの	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
⑤悪質性	【加重の視点】	+ 2 級(態様)
	・当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導に従っていないもの ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級(態様)
	【軽減の視点】 ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級(態様)
⑥過去5年の処分等	【加重の視点】	+ 3 級(態様)
	・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 1 級(態様)
	・同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき	+ 1 級(態様)
	・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 1 級(態様)

※1 過失とは不注意により失敗することをいい、特に、自分の行っている行為がどんな結果を引き起こすかについて認識しえたにもかかわらず、不注意のためにそれを認識しないことを指す。過失のうち、特に重過失(重大ナル過失)については、最高裁判例によって、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を

予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とする（最判昭和 32 年 7 月 9 日集民 27 号 55 頁、損害賠償請求事件）。

※ 2 軽過失とは行うべき注意を欠いている状態であり、特に断りなく過失というときは、この軽過失のことを指す。

※ 3 この役員等とは事業所の管理者も含まれる。

別表 3-2 設備及び運営基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき ○介護サービス等の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき ○介護サービス提供事業者と居宅介護支援事業者間での金品その他の財産上の利益の供与又は収受に関するものであるとき	+ 2 級（態様） + 2 級（態様）
	・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為	+ 1 月（期間）
	【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・違反状況の継続が 1 年以上の場合	+ 1 月（期間）
	【軽減の視点】 ・違反状況の継続が 3 月以下の場合	▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間）
	【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているに関わらず正当な理由がなく定員超過が 2 月以上継続しているとき	+ 2 級（態様）
	・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級（態様）
	【軽減の視点】 ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）

項目	内容	程度
⑥過去5年の処分等	<b>【加重の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき</li> <li>・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき</li> <li>・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき</li> <li>・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき</li> </ul>	+ 3 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様）

別表 3 - 3 人格尊重義務違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<b>【加重の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすもの</li> </ul> <b>【軽減の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの</li> </ul>	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	<b>【加重の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故意又は重大な過失に基づく行為</li> </ul> <b>【軽減の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合</li> </ul>	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	<b>【加重の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正行為の継続が3月超の場合</li> </ul> <b>【軽減の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正行為の継続が3月以下の場合</li> </ul>	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	<b>【加重の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員等が実行又は関与（指示）していたもの</li> <li>・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの</li> </ul> <b>【軽減の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員等が実行又は関与（指示）していないもの</li> </ul>	+ 1 級（態様） + 2 月（期間） ▲ 1 月（態様）
⑤悪質性	<b>【加重の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの</li> </ul> <b>【軽減の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの</li> </ul>	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）

項目	内容	程度
⑥過去5年の 処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+1級（態様）
	・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+1級（態様）
	・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+4月（期間）
	・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+2級（期間）

別表3-4 不正請求

項目	内容	程度
①利用者被害、 法益を侵害して いる様態・程度	【加重の視点】 ・不正請求額が事業所の年間収入（介護報酬及び利用者負担額）の概ね10%以上の場合	+1級（態様）
	【軽減の視点】 ・不正請求額が事業所の年間収入の概ね1%未満の場合（ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。）	▲1級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為	+1月（期間）
	【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲1月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・不正行為の継続が1年以上の場合	+1月（期間）
	【軽減の視点】 ・不正行為の継続が3月以下の場合	▲1月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの	+1月（期間）
	・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+1月（期間）
	【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	▲1月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+1級（態様）
	【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲1級（態様）

項目	内容	程度
⑥過去5年の 処分等	【加重の視点】	
	・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+1級（態様）
	・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+1級（態様）
	・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+4月（期間）
	・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+2月（期間）

別表3-5 不正の手段による指定

項目	内容	程度
①利用者被害、 法益を侵害して いる様態・程度	【加重の視点】	
	・明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの	+1級（態様）
	【軽減の視点】	
	・指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	▲1級（態様）
②故意性	【加重の視点】	
	・故意又は重大な過失に基づく行為	+1月（期間）
	【軽減の視点】	
	・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	▲1月（期間）
③常習性	—	—
④組織性	【加重の視点】	
	・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+1月（期間） +1月（期間）
	【軽減の視点】	
	・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	▲1月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】	
	・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+1級（態様）
	・不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月超の場合	+1月（期間）
	【軽減の視点】	
	・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲1級（態様）
	・不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月以下の場合	▲1月（期間）

項目	内容	程度
⑥過去5年の 処分等	<b>【加重の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき</li> <li>・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき</li> <li>・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき</li> <li>・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき</li> </ul>	+ 1 級（態様）  + 1 級（態様）  + 4 月（期間）  + 2 月（期間）

別表4 処分期間の換算表

加重・軽減後月数	換算程度（号）	内容
1～2月	1号	指定の全部又は一部効力停止1月
3～5月	2号	指定の全部又は一部効力停止3月
6～8月	3号	指定の全部又は一部効力停止6月
9月～	4号	指定の全部又は一部効力停止1年

別表5 利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要がある内容（全処分事由共通）

項目	内容	程度
①利用者保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定取消又は指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき</li> </ul>	指定取消又は指定の全部効力停止を一部効力停止へ変更
②運営体制等 (※4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>勧告（指導）相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき</li> <li>勧告（指導）又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき</li> </ul>	<p>勧告（指導）を指定の一部効力停止へ変更</p> <p>勧告（指導）又は指定の一部効力停止を全部停止へ変更</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき</li> </ul>	勧告（指導）並びに指定の一部又は全部効力停止を指定取消へ変更

※4 この「運営体制等」については、監査の結果、運営基準違反（人員基準違反）のため、本来であれば勧告すべきものであるが、当該事業所に対して加重するか否かを検討すべき事項を意味する。